

# 中学校の新入学準備費を小学校6年生に支給します。

## 就学援助のお知らせ

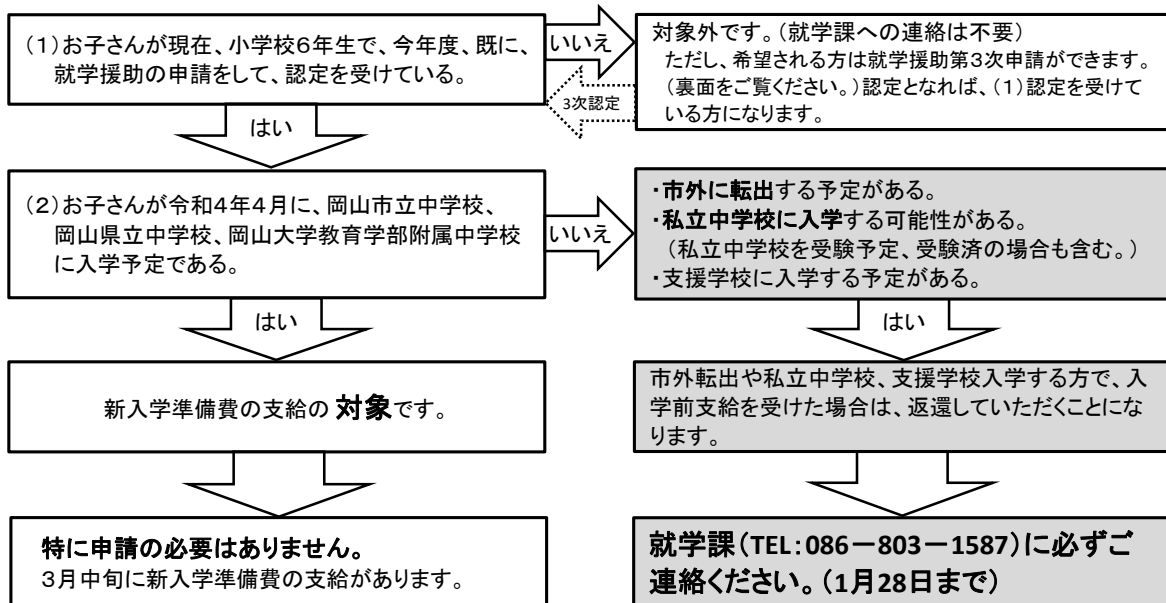
令和4年4月に中学校入学予定のお子さんの保護者様  
(小学校6年生の保護者様)

岡山市教育委員会

岡山市教育委員会では、お子さんが安心して勉強できるように、国の法律に基づき、公立小・中学校での学習に必要な費用にお困りの方に対して、その一部を援助しています。

この就学援助のうち、中学校入学時の制服等の費用に対する援助として「新入学準備費」を3月中旬に支給します。

<対象者> 対象かどうか、就学課への連絡が必要かどうか必ずご確認ください。



※ 市外転出の予定や私立中学校に入学する可能性があるため、今回の申請をしなかったが、予定等が変わったことで、上記(2)の中学校へ入学した場合は、入学後の令和4年度就学援助申請で認定となれば、同様の支給を受けることができます。(支給時期は入学後の9月末)

<支給内容>

- ・支給額 年額 60,000円
- ・支給時期 令和4年3月中旬・・・教育委員会又は学校から口座振込

<注意事項>

- ※ 生活保護(教育扶助)を受給中の場合は、生活保護で同様の支給があるため、今回の対象ではありません。
- ※ 今回の新入学準備費を受給された方でも、中学校入学後の学用品費や学校給食費など他の費目の就学援助も希望される方は、別途、令和4年5月頃の令和4年度就学援助申請が必要です。ただし、審査対象や審査基準が異なるため、今回の申請は認定となっても、5月頃の申請は不認定となる場合があります。
- ※ 今回の新入学準備費を受給された方は、令和4年度就学援助で認定となった場合の支給費目から、重複する費目である新入学学用品費が除かれます。

●お問い合わせは …… 岡山市教育委員会事務局 学校教育部 就学課 TEL086-803-1587

700-8544  
岡山市北区大供一丁目1番1号  
岡山市教育委員会事務局  
学校教育部就学課 宛

◎送付先  
郵送の際、この送付先を切り取り、封筒に貼って投函ください。

【裏面記載あり】

**【注意！】6月、9月に就学援助の申請をして、認定を受けている方は、第3次申請は必要ありません。**

**就学援助 第3次申請を希望される方は下記により申請をしてください。**

**【申請方法】 郵送**（郵送先：〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市教育委員会就学課）

※郵送料は自己負担となります。  
 郵送方法は、特定記録または簡易書留（配達記録あり）を推奨します。  
 申請書の不着等については、責任を負いかねますのでご了承ください。  
 教育委員会就学課へ申請書が届いたことを確認したい場合は、投函後お問い合わせください。

**【受付期間】** 令和4年1月6日(木) 当日消印有効 ※厳守

**＜必要なもの＞ 保護者名義の預金通帳の写しと、下記の申請条件ごとに添付書類を郵送してください。**

申請条件		添付書類
①児童扶養手当を受けられている方		児童扶養手当証書のコピー (※児童手当とは異なります。)
②その他の方で、令和3年1月1日の住所(住民登録地)が、	岡山市の方	原則、添付書類は不要です。 ※教育委員会による市保有の所得データ確認に同意されない場合は、岡山市発行の令和2年中の所得証明書が必要ですので、申請書に同封のうえ郵送してください。 ※データが確認できない場合は、提出をお願いする場合があります。
	他市町村の方	令和3年1月1日に住所があった市町村が発行する令和2年中の所得証明書 <b>【注意！】 転入者、市外在住の方は所得証明書が必要です。</b>

**＜認定の目安＞** 家族全員の合計所得金額が下記世帯人数による「**基準となる所得額**」以下の場合、認定となります。

※申請時点の世帯人数で審査します。

単位:円

申請時の世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
<b>基準額となる所得額</b>	<b>1,916,000</b>	<b>2,296,000</b>	<b>2,676,000</b>	<b>3,056,000</b>	<b>3,436,000</b>	<b>3,816,000</b>
(給与収入額の目安)	(約2,292,000)	(約3,536,000)	(約4,020,000)	(約4,492,000)	(約4,968,000)	(約5,444,000)

※新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方、障害者手帳、療育手帳をお持ちの方、その他特別な事情があつてお困りの方  
 認定の目安を超えていても認定となる場合がありますので、教育委員会就学課までご相談ください。

**※兄弟姉妹のいる方は、通学されているどちらかの学校でまとめて手続きができます。(添付書類も1通で可。)**

※生活保護(教育扶助)を受給中の場合は、今回の対象ではありません。

※就学援助の制度は、認定された方に就学援助費を支給するものであり、認定によって学校における教材費・給食費等の納付金が免除されるものではありません。学校納付金については学校の指示に従い納付してください。

**＜「所得額」について＞**

**【例1】**

収入が1箇所からの給与のみの方は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄が所得となります。

令和2年分 給与所得の源泉徴収票

支払元(勤務先) 氏名	氏名	住所	生年月日	性別	職名	給与支払額	源泉徴収額	所得控除額	所得金額
給与支払額	源泉徴収額	所得控除額	所得金額						

**※令和3年1月1日現在岡山市以外に住所があった方は、必ずその市町村発行の所得証明書が必要となります。**

**【例2】**

確定申告をされた方は確定申告書の「所得金額(合計)」欄が所得となります。

令和2年分 確定申告書A

収入金額等	給与①	公的年金等②	雑所得③	その他④	合計⑤	所得金額等	給与①	公的年金等②	雑所得③	その他④	合計⑤	課税される所得金額⑥	上記の⑥に対する税額⑦	税当控除⑧	税金⑨	所得金額⑩	源泉徴収税額⑪	申告納税額⑫	納税済金額⑬	未納税額⑭
-------	-----	--------	------	------	-----	-------	-----	--------	------	------	-----	------------	-------------	-------	-----	-------	---------	--------	--------	-------